

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8 年 9 月 25 日

愛知県公安委員会



弁明通知書番号
541012608120010120
541012608170050080
541012608250010050
541022608131000120
541022608141010050
541032608021000090
541032608051010030
541032608101010090
541032608131000060
541032608131000070
541032608131000080
541042608050020120
541042608165481950
541042608210020080
541052608070070060
541052608170070050
541052608171000130
541052608181000090
541052608190060050
541162607080030010
541162607150010080
541162607260140030
541162607270030030
541162608010100250
541162608070040070

弁明通知書番号
541162608080170060
541162608100130080
541162608110140020
541162608110190220
541162608130040080
541162608130190190
541162608130220020
541162608140180160
541162608140200250
541162608145521420
541162608165241440
541162608170100120
541162608170280080
541162608180080010
541162608180160110
541162608190200170
541162608190200190
541162608190220080
541162608190280010
541162608190300080
541162608195559020
541162608200100110
541162608210260010
541162608240090050
541162608240130060

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。